

TPP交渉参加国との交換文書概要（平成 27 年 11 月 5 日内閣官房 TPP 政府対策本部）  
関連部分抜粋

【知財関連文書】

- ・ 戦時加算（米国）（担当：外務省）
- ・ 戦時加算（豪州）（担当：外務省）
- ・ 戦時加算（加）（担当：外務省）
- ・ 戦時加算（NZ）（担当：外務省）

【日米並行交渉関連文書】

- ・ 保険等の非関税措置に関する並行交渉（担当：外務省）

## 著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とアメリカ合衆国との間の書簡（概要）

### 1. 書簡（注）の概要

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

### 2. 主な内容

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（了）

## 著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とオーストラリアとの間の書簡（概要）

### 1. 書簡（注）の概要

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

### 2. 主な内容

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（了）

## 著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とカナダとの間の書簡（概要）

### 1. 書簡（注）の概要

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

### 2. 主な内容

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（了）

## 著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とニュージーランドとの間の書簡（概要）

### 1. 書簡（注）の概要

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

### 2. 主な内容

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（了）

## 保険等の非関税措置に関する日米並行交渉に係る書簡（概要）抜粋

### 1. 書簡（注）の概要

2013年4月に日米間で交換した「日米間の協議結果の確認に関する書簡」に従い、保険、透明性、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における非関税措置に取り組むこととされたことに関し、日米両政府の認識等について記す文書。

（注）この文書は、法的拘束力を有するものではない。

### 2. 各分野の概要と主な内容

#### （4）知的財産権

##### （ア）概要

両国政府は、TPP協定の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとること、日本政府が著作権の私的使用のための複製の例外の適用範囲について、文化審議会著作権分科会に再び諮ること、及び、両国政府が著作権等の知的財産権の保護の強化に向け取組の継続の重要性を認めることとした。

##### （イ）主な内容

- ①両国政府は、TPP協定中の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。
- ②あらゆる違法なソースからのダウンロードに私的使用の例外が適用されないようにすべきかどうかについて、日本政府は文化審議会著作権分科会に再び諮る。
- ③両国政府は、アジア太平洋地域における著作権等の知的財産権の保護の強化に向け、取組の継続の重要性を認める。